

練馬区外郭団体見直し方針

平成 29 年（2017 年）12 月

練 馬 区

目次

第1章	はじめに	1
第2章	取組内容	
1	役割の明確化および定義・区分	
(1)	外郭団体の役割と事業	3
(2)	外郭団体の定義と区分	3
2	経営改革と情報公開の推進	
(1)	監理団体の経営計画の策定	4
(2)	外郭団体の情報公開の推進	4
3	区の外郭団体への関与	
(1)	監理・報告団体への共通の関与	4
(2)	監理団体への関与	5
(3)	報告団体への関与	6
4	事業の見直し、整理・再編	
(1)	監理団体の事業の見直し	7
(2)	外郭団体の整理・再編	7
	【参考】区政改革計画に基づき廃止・統合した団体（予定を含む）	8
5	実施体制およびスケジュール	
(1)	実施体制	8
(2)	スケジュール	9
別表	外郭団体の区分（監理団体と報告団体）	10
資料編		
参考資料1	外郭団体一覧	11
参考資料2	外郭団体の職員状況	13
参考資料3	直近5年間の外郭団体への区の支出額の推移	14
参考資料4	練馬区外郭団体見直し方針の検討経過	15

第1章 はじめに

- 練馬区の外郭団体は、行政需要の多様化・高度化や行政が担うべき分野の拡大に対応し、行政を補完・代替するために設立されています。

昭和27年の練馬区社会福祉協議会をはじめとし、福祉、まちづくり、文化、産業振興などの分野においても設立され、行政よりも柔軟な運営を行い、民間では実施が困難なサービスを提供してきました。

- 区ではこれまでも社会経済情勢の変化に応じて、外郭団体の見直しに取り組んできました。特に第2次練馬区行政改革実施計画（平成12年度～14年度）においては、統一的な検討を進めるために「外郭団体の見直しの基本的な考え方」をまとめ、各団体の運営などの見直しを行いました。

平成23年4月には、「練馬区外郭団体指導監督要綱」を制定し、団体の適正かつ効率的な経営を促進するため、指導監督に関する基本的な事項を定めました。

- 近年、外郭団体が行政を補完・代替する事業が増加し、区の団体への支出額も、この5年間で1.5倍になりました。そうしたなかで、団体の役割や位置づけを改めて明確にする必要がある、マネジメント等に携わる職員が十分に育っていないなどの課題が生じています。また、現在の区の関与の仕組みでは、団体の現状に対応できなくなっています。

- 区は、平成27年3月に策定した「みどりの風吹くまちビジョン」で外郭団体の見直しを区政改革の取組項目の一つとして定めました。平成28年3月には、外郭団体の現状と課題について検討した、区政改革推進会議から、「団体の存在意義や役割を根本にさかのぼって見直す必要がある」「団体の定義や位置づけを改めて明確にし、それをきちんと区民に伝えていくべき」といった提言を受けました。

- 区政を取り巻く環境が厳しさを増すなかで、区は、増大する多様かつ高度な行政需要に迅速・柔軟に対応することが迫られています。少子高齢化・人口減少が進む新たな成熟社会への移行に伴い、練馬の地域特性を最大限に活かした対応が求められているのです。

こうした状況にこたえていくためには、柔軟性・専門性を活かし、迅速かつ効率的な事業執行ができる外郭団体を、今後も積極的に活用することが必要です。

- 活用にあたって、区は、外郭団体の役割の明確化、定義の見直しを行い、団体への支援や指導・監督機能を充実します。さらに、今後とも団体が実施する事業の定期的な見直し、団体の整理・再編に取り組んでいきます。

外郭団体は、自ら経営責任を果たし、自律的かつ効果的、効率的な経営の確立を目指して経営改革に取り組むとともに、区民に事業内容などを周知し、情報公開を進めていきます。

第2章 取組内容

1 役割の明確化および定義・区分

(1) 外郭団体の役割と事業

外郭団体は、区政を担うパートナーとして行政を補完・代替する役割を果たし、公共性・公益性が高い以下の事業を担います。

① 柔軟性・専門性の観点から区が実施するよりも効果的・効率的に実施できる事業

例 練馬ビジネスサポートセンターの運営（練馬区産業振興公社）

区民文化の向上および振興のための事業（練馬区文化振興協会）

② 取組が必要な先駆的・先導的な事業であるが、採算面などの課題があることから民間事業者では実施が困難なもの

例 練馬障害福祉人材育成・研修センターの運営（練馬区社会福祉協議会）

練馬介護人材育成・研修センターの運営（練馬区社会福祉事業団）

③ 区民や地域活動団体、民間事業者に対して専門的な助言・指導あるいはコーディネートを行うもの

例 ボランティア・地域福祉推進センターの運営（練馬区社会福祉協議会）

みどりのまちづくりセンターの運営（練馬区環境まちづくり公社）

(2) 外郭団体の定義と区分

外郭団体を、区の出資割合や事業との関係から以下のとおり定義します。

さらに、区の継続的な人的支援や財政支出の程度により、「監理団体」と「報告団体」に区分します。

① 外郭団体の定義

外郭団体とは、つぎのいずれかに該当するもので、区が定めるものをいいます。

ア 区の出資割合が2分の1以上の法人

イ 区から継続的な人的支援または財政支出を受け、その事業内容が行政の補完・代替関係にあり、区と極めて密接な関係を有する法人

② 外郭団体の区分

外郭団体を「監理団体」と「報告団体」とします。

ア 監理団体

区の継続的な財政支出の割合が団体収入額の3分の1以上を占めるなど、特に指導・監督を行う必要があるものとして、区が定めるもの

練馬区土地開発公社、一般社団法人練馬区産業振興公社、公益財団法人

練馬区文化振興協会、社会福祉法人練馬区社会福祉協議会、社会福祉法人練馬区社会福祉事業団、公益社団法人練馬区シルバー人材センター、公益財団法人練馬区障害者就労促進協会、公益財団法人練馬区環境まちづくり公社 以上8団体

イ 報告団体

区の継続的な財政支出の割合が団体収入額の3分の1を下回り、経営状況の把握や団体運営に関して協議・報告を受けるもので、上記以外のもの

江古田駅整備株式会社 以上1団体

※各団体の概要は別表（P.10）のとおり

2 経営改革と情報公開の推進

(1) 監理団体の経営計画の策定

監理団体は、公共サービスの担い手として自律的な経営を目指して改革を行い、効果的、効率的な団体運営を推進するため、区と協議のうえ中期的な目標を設定し、経営計画を定めるとともに、その取組や達成状況を毎年度自己評価します。

(2) 外郭団体の情報公開の推進

外郭団体は、経営状況や事業内容を積極的に区民に公表します。

また、区は、これらの情報を区民に分かりやすく提供します。

これにより、区民サービス向上のため、経営を効果的、効率的に実施していることを区民に理解してもらうよう努めます。

3 区の外郭団体への関与

外郭団体は、独立した法人格を有する経営主体であり、本来、経営や事業運営の改善への取組は団体自ら行うことが原則です。区は、法令に定めるもののほか、団体の自律性・自主性を尊重しつつ、団体の区分に応じて適切な指導・監督などの関与を行います。

(1) 監理・報告団体への共通の関与

① 指導・監督要綱

「練馬区外郭団体指導監督要綱」を改正し、指導監督を行います。要綱には、外郭団体の定義・区分、区への協議・報告を要する事項、人的関与、財政的関与、区民・区議会に公表する事項等を規定します。

② 業務運営に関する協定の締結

区と団体との緊密な連携を確保し、団体がその役割を適切に果たせるよう、区と団体間で「業務運営に関する協定」を締結します。指導監督要綱の内容に従い、協定には、団体の目指す方向性や区と団体の連絡・調整体制等を規定します。

③ 区議会への報告

地方自治法第243条の3第2項に基づき、これまでと同様に経営状況を議会に報告していきます。

(2) 監理団体への関与

監理団体は多くの補助事業を実施するほか、区からの委託事業等を受託しています。区民サービス向上のためには、団体のマネジメント等に携わる職員の育成や、効果的、効率的な財政運営が求められます。

このため、区は、団体の法人形態に留意しつつ、必要な人的関与、財政的関与を行います。

※ 法人形態による留意点

公益社団法人および公益財団法人は、事業費の50%以上が公益目的事業であることや、収支相償等の遵守が求められています。また、社会福祉法人や株式会社等についても、個別の法律等に定められている組織・経営のルール（規制）に従うことが求められています。区は、外郭団体の法人形態に応じた関与のあり方に留意します。

① 人的関与

ア 人事・給与制度の整備

人事・給与制度の整備については、人材育成やモラールアップを目指した人事評価制度の導入・運用を基本とし、各団体の特性や事業の性格、財務状況等を踏まえ協議します。

イ 人材育成の支援

団体がそれぞれの特性を生かし、区の施策と連携し、効果的、効率的にサービスを提供していくためには、問題意識を持った能力の高い固有職員を育成することが必要です。区が実施する研修への参加や区への派遣を受け入れるなど、各団体の固有職員の育成を支援します。これにより、区政の問題や課題を共有することで、団体職員と区職員の相互理解を深めていきます。

ウ 区職員の派遣

区の施策との連携や、団体の効果的、効率的な運営に資するため、派遣先の団体と協議のうえ、区職員を派遣します。団体への派遣を通じて、区職員は、区民ニーズを把握し、現場感覚を養います。

エ 外部人材の活用

団体は、効果的、効率的な運営のため、必要に応じて民間のノウハウや専門知識を備えた外部の人材を登用します。また、区は、団体から要請を受け、区職員としての知識や経験等を活用できる場合は、退職管理職員等を推薦します。

オ 区の情報公開

区と団体の関係について区民の理解を深めるため、平成 28 年度から、派遣している区職員の人件費を含めた区負担額を公表しています。

また、同年度から、区を退職した管理職員が団体等に再就職した場合、「練馬区職員の退職管理に関する条例」に基づき、氏名、退職時の所属や再就職先の団体名などを公表しています。

② 財政的関与

ア 財務体制の強化

団体は財務体制を強化するため、自主財源の確保に努めるとともに、効果的、効率的な財政運営に努めます。団体が発注する契約については、一層の競争性・透明性の確保に努めます。

イ 区の財政支出のあり方の見直し

事業の委託や補助金の支出にあたっては、その事業が団体の設立目的に合致しているか、区民サービスの向上や効果的、効率的な事業執行につながるかを十分に検証し、継続的に以下の見直しを行います。

(ア) 補助事業と委託事業について

団体が実施する事業には、実施主体が団体である補助事業と、実施主体が区である委託事業があります。区は、事業目的を達成するために補助事業と委託事業のどちらが区民サービスの向上につながるか、また、効果的、効率的な事業執行方法であるかを検討します。

(イ) 補助金

団体運営に対する補助と事業に対する補助を明確にし、人件費・運営費・事業費の区分、補助対象事業や補助対象項目の範囲等を見直します。

(ウ) 委託料

委託料の積算内容を精査するとともに、団体が効果的、効率的に委託事業を実施したかを検証します。

(3) 報告団体への関与

経営状況の把握や団体運営に関して必要に応じて協議・報告を求めるなど、適切に指導・監督を行います。

4 事業の見直し、整理・再編

(1) 監理団体の事業の見直し

今後も、社会経済情勢の変化や地域団体や民間事業者等の参加・参画による公共サービスの担い手の多様化、区の財政状況などを踏まえ、監理団体が実施する事業を適切に見直します。

① 事業見直しの視点

区は、各団体から意見を聞いたうえで、以下の順序で事業を見直します。

ア 事業の必要性

「公共性・公益性」、「区民ニーズ」、「実施の効果」等に照らし合わせて事業の必要性を見直します。

イ 実施主体の妥当性

「団体の設立目的」や以下の視点から実施主体の妥当性を見直します。

(ア) 柔軟性・専門性の観点から区が実施するよりも効果的・効率的に実施できる事業であるか。

(イ) 取組が必要な先駆的・先導的な事業であるが、採算面などの課題があることから民間事業者では実施が困難なものであるか。

(ウ) 区民や地域活動団体、民間事業者に対して専門的な助言・指導あるいはコーディネートを行うものであるか。

ウ 事業の規模・内容等

監理団体が引き続き実施する事業についても、さらに効果的・効率的に実施するため規模・内容、実施体制等を見直します。

② 各団体の自主事業、国や東京都からの補助事業・委託事業等

自主財源による事業や国や東京都からの補助事業・委託事業等については、行政を補完・代替する事業の運営や団体経営に影響を及ぼすことから、各団体は、「団体の設立目的」、「費用対効果」、「事業運営や団体経営への影響」等の視点から、区と協議のうえ見直します。

(2) 外郭団体の整理・再編

社会経済情勢の変化等に的確に対応していくため、外郭団体のあり方について引き続き以下の視点で見直しを行います。

① 廃止

主たる事業の目的の達成や必要性が低下したことなどにより、団体の設立意義が薄れた場合

② 統合

他の団体と重複・類似する事業を行っており、団体の統合によってサービスの充実と効率的な事業執行ができる場合

③ 新設

新たな団体が事業を行うことで、既存の団体、区の直営、民間事業者が行うよりも、サービスの充実と効率的な事業執行ができる場合

(参考) 「区政改革計画」に基づき廃止・統合した団体（予定を含む）

平成 28 年 10 月に策定した区政改革計画により、早期に着手すべきとされた課題への取組として団体の廃止・統合を行いました。

① 一般財団法人 練馬みどりの機構

みどり分野での区民との協働に関する事業は、みどりの機構で実施していました。一方、環境まちづくり公社が支援している区民団体がみどり分野でも活動しているなどの状況があり、まちづくり事業と一体となって進めていく必要があります。このため、みどりの機構の事業を整理したうえで、環境まちづくり公社に移管し、平成 28 年 3 月に解散しました。

② 一般社団法人 練馬区観光協会

観光事業は観光協会で実施していましたが、産業振興公社も観光による産業振興を事業目的に掲げており、役割分担および事業整理を行う必要がありました。このため、観光協会の事業を産業振興公社へ移管、廃止、区の直接実施するものに整理し、平成 29 年 3 月に解散しました。

③ 公益財団法人 練馬区障害者就労促進協会

障害者福祉分野を担っている外郭団体には、社会福祉協議会と就労促進協会があり、相互に連携しながら事業を実施しています。今後は、両法人の持つ特徴・強みを活かし、事業運営を一元化し、障害者就労の充実と新規事業に取り組むことで、障害者福祉を一層充実します。このため、就労促進協会は解散し、平成 30 年 4 月に、社会福祉協議会と統合する予定です。

5 実施体制およびスケジュール

(1) 実施体制

総務部は所管部を通じて外郭団体の指導・監督に関する総合的な連絡調整や見直しの実施を統括します。所管部は関係部との連携を強化し、団体に対する具体的な指導・監督や見直し方針に基づく取組を推進します。

区と団体の総合的な調整や各団体共通の課題についての協議、情報交換等を行うため、団体および所管部や総務部等で構成する「外郭団体連絡会議」を設置します。

また、監理団体が策定する経営計画の目標設定や評価に第三者の意見を反映させることも検討します。

(2) スケジュール

平成 29 年度 見直し方針の策定
 指導監督要綱の改正
 平成 30 年度 業務運営に関する協定の締結
 事業見直しの実施
 平成 31 年度 監理団体の経営計画の策定

取組内容	実施主体		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
	区	団体					
・ 指導監督要綱の改正	○		要綱施行	----->			
・ 業務運営に関する協定の締結	○	○	協定締結	----->			
・ 事業見直しの実施	○	○	事業 見直し			事業 見直し	
・ 経営計画の策定		○		計画 策定			計画 策定
				評価①	評価②	評価③	

別表 外郭団体の区分（監理団体と報告団体）

（区の財政支出：平成 28 年度決算）

（区派遣職員数：平成 29 年 8 月 1 日現在）

外 郭 団 体	区 分	番 号	団 体 名	区の出資金・ 出捐金の割合	団体の収入額 に対する区の財 政支出の割合	区派遣 職員数
	監 理 団 体	1	練馬区土地開発公社	100%	59.2%	0人
		2	一般社団法人 練馬区産業振興公社	資本金、 基本金なし (※1)	47.3%	5人
		3	公益財団法人 練馬区文化振興協会	100%	81.3%	5人
		4	社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会	0%	87.6%	0人
		5	社会福祉法人 練馬区社会福祉事業団(※2)	100%	17.5%	0人
		6	公益社団法人 練馬区シルバー人材センター	資本金、 基本金なし	44.5%	0人
		7	公益財団法人 練馬区障害者就労促進協会	100%	84.4%	3人
		8	公益財団法人 練馬区環境まちづくり公社	100%	65.4%	13人
報 告 団 体	9	江古田駅整備株式会社	50%	0%	0人	

※1 練馬区が法人の活動資金としての基金 9,050 万円を全額拠出している。

※2 練馬区社会福祉事業団について

区からの継続的な財政支出が団体収入額の 3 分の 1 を下回っていることから、「報告団体」に該当する。ただし、現在、平成 23 年度に区から運営を移管し、民営化した特別養護老人ホーム・デイサービスセンターについて、建物の大規模改修等の実施方式の変更を協議中であることから、協議が終了するまでの期間は「監理団体」とする。

● 参考資料 1 外郭団体一覧（平成 29 年 4 月 1 日現在）

設立等	設立目的	事業内容
1 練馬区土地開発公社		
昭和59年設立	公共用地、公用地等の取得、管理、処分を通じ、地域の秩序ある整備と区民の福祉の向上に寄与すること	(1) 区の依頼に基づき、土地を取得する。 (2) 取得した土地の管理を行い、区からの依頼に基づき、区へ売却する。
2 一般社団法人 練馬区産業振興公社		
昭和54年 練馬区勤労者福祉共済会として設立 平成25年改組	区内の産業振興に関する事業ならびに勤労者の福祉共済に関する事業を総合的に実施し、中小企業の経営の安定と発展に貢献し、もって区内産業の振興および地域経済の活性化に寄与すること	(1) 練馬区内の中小企業の経営支援および産業振興に関する事業 (2) 地域経済活性化のための観光振興に関する事業 (3) 中小企業に働く勤労者および事業主のための福祉共済事業 【指定管理施設】 区民・産業プラザ
3 公益財団法人 練馬区文化振興協会		
昭和57年設立 ○公益法人化 平成24年	区民が文化芸術に触れる機会を提供するとともに、区民の自主的な活動を支援することにより、区民文化の向上および振興を図り、豊かな区民文化の創造、多様な文化の発展に寄与すること	(1) 区民文化の向上および振興ための事業 (2) 区民の自主的な文化活動の促進に関する事業 (3) 練馬区から受託する文化芸術振興に関する事業 (4) 練馬区立施設の指定管理に関する事業 【指定管理施設】 石神井公園ふるさと文化館（分室含む）、 練馬区立美術館、練馬文化センター、 大泉学園ホール
4 社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会		
昭和27年設立	区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達および社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ること	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画および実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡調整および助成 (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (6) 共同募金事業への協力 (7) 福祉サービス利用援助事業 (8) 障害福祉サービス事業の経営 (9) 一般相談支援事業の経営 (10) 特定相談支援事業の経営 (11) 地域活動支援センターの経営 (12) 生活支援体制整備事業 (13) 生活福祉資金貸付事業 (14) 自立相談支援事業 (15) 家計相談支援事業 【指定管理施設】 白百合福祉作業所、かたくり福祉作業所、 豊玉障害者地域生活支援センター、 石神井障害者地域生活支援センター

設立等	設立目的	事業内容
5 社会福祉法人 練馬区社会福祉事業団		
平成4年設立	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援し、区と一体となって、社会福祉事業の推進をはかり、広く区民の福祉の向上と増進に寄与すること	<ol style="list-style-type: none"> (1) 第一種社会福祉事業 特別養護老人ホーム、軽費老人ホームの経営 (2) 第二種社会福祉事業 老人デイサービスセンター、老人短期入所事業の経営等 (3) 公益を目的とする事業 居宅介護支援事業、地域包括支援センター運営業務等 <p>【指定管理施設】</p> <p>光が丘区民ホール、はつらつセンター光が丘 はつらつセンター大泉、大泉ケアハウス デイサービスセンター（8施設）</p>
6 公益社団法人 練馬区シルバー人材センター		
昭和52年 練馬区高齢者事業団として設立 ○公益法人化 平成23年	社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、活動機会を確保し、生活感の充実および福祉の増進を図り、高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与すること	<ol style="list-style-type: none"> (1) 臨時的かつ短期的な就業またはその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業の機会確保および提供 (2) 高齢者に対し、就業に必要な知識および技能の付与を目的とした講習の実施 (3) 社会奉活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実および社会参加の推進を図るために必要な事業 (4) 前条の目的を達成するための調査研究、相談および事業の企画運営
7 公益財団法人 練馬区障害者就労促進協会		
平成2年設立 ○公益法人化 平成25年	区内在住の障害者が、適性と能力に応じた職業に就き、その能力を発揮して障害のない人々とともに社会経済活動に参加できるような事業を行い、あわせて福祉の向上に寄与すること	<ol style="list-style-type: none"> (1) 一般企業・事業所への就労促進を図る事業 (2) 福祉的就労の充実に関する事業 (3) 障害者を雇用する事業所への援助
8 公益財団法人 練馬区環境まちづくり公社		
昭和62年 都市整備公社として設立 ○公益法人化 平成24年	環境と共生する快適なまちの形成に資するため、環境とまちづくりに関する事業を推進し、都市機能の維持・増進および環境への負荷の低減に努め、もって区の健全な発展と、住民の福祉の向上に寄与すること	<ol style="list-style-type: none"> (1) 都市機能の維持・増進および環境への負荷低減を目的としたつぎの事業 ア調査研究およびその成果の普及 イ普及啓発 ウ相談、助言および援助 (2) 練馬区まちづくり条例に基づくまちづくりに必要な支援 (3) 区と協働して取り組む、まちづくりの企画、立案および推進に関する事業 (4) 自転車等の適正利用に関する事業 (5) 資源循環の推進に関する事業 (6) 可燃ごみ・不燃ごみの収集に関する事業 (7) 地球温暖化の防止対策に関する事業 <p>【指定管理施設】</p> <p>区立自転車駐車場（67施設） ねりまタウンサイクル（7施設）</p>
9 江古田駅整備株式会社		
平成18年	江古田駅の鉄道駅総合改善事業を遂行すること	<ol style="list-style-type: none"> (1) 鉄道施設等の建設およびその施設の保有・貸付 (2) 鉄道施設等の維持管理

● 参考資料2 外郭団体の職員状況（平成29年8月1日現在）

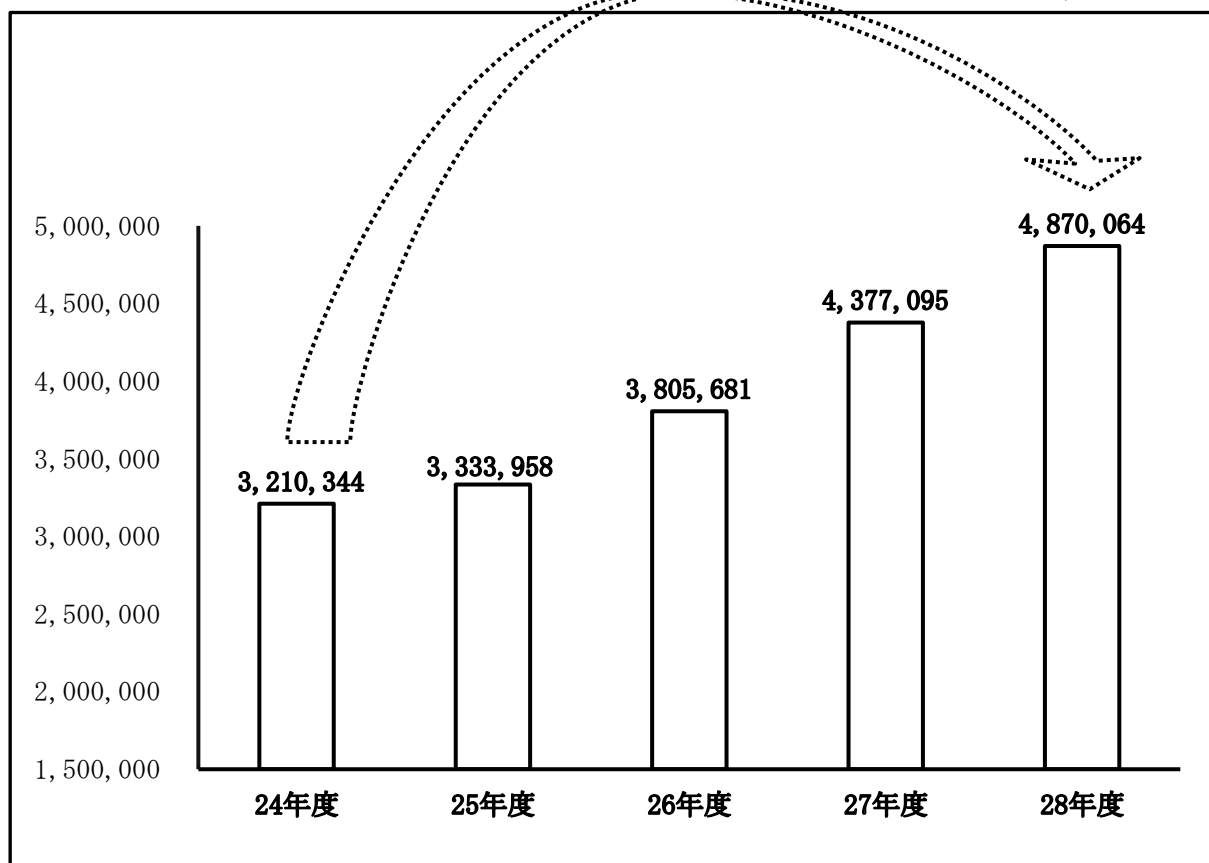
団体名	固有職員					区職員				総計
	常勤 役員等	常勤 一般	契約 職員等	非常勤等	計	派遣 職員	兼職職員		計	
							役員	職員		
練馬区土地開発公社	0	0	0	0	0	0	12	32	44	44
一般社団法人 練馬区産業振興公社	2 (1)	11 (2)	2	4	19 (3)	5	1	0	6	25
公益財団法人 練馬区文化振興協会	2 (1)	33 (5)	6	10 (1)	51 (7)	5	2	0	7	58
社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会	1 (1)	71	0	91	163 (1)	0	1	0	1	164
社会福祉法人 練馬区社会福祉事業団	2 (2)	389	100	517 (1)	1,008 (3)	0	0	0	0	1,008
公益社団法人 練馬区シルバー人材センター	1 (1)	10 (1)	0	21	32 (2)	0	1	0	1	33
公益財団法人 練馬区障害者就労促進協会	1 (1)	8	1	9	19 (1)	3 【1】	2	0	5	24
公益財団法人 練馬区環境まちづくり公社	3 (3)	131	81 (3)	52	267 (6)	13 【2】	0	0	13	280
江古田駅整備株式会社	0	1	0	0	1	0	3	0	3	4
合計	12 (10)	654 (8)	190 (3)	704 (2)	1,560 (23)	26 【3】	22	32	80	1,640

※ 「一般社団法人 練馬区産業振興公社」および「公益財団法人 練馬区文化振興協会」の理事長は非常勤だが常勤に算入。評議員は兼職に含まない。() は区OB数、【】は再任用職員数を内数で記載。

● 参考資料3 直近5年間の外郭団体への区の支出額の推移

区の支出額は5年間で
1.5倍に増加している。

(単位：千円)



- ※ 区の支出額とは、外郭団体へ区が支出した補助金や委託料等のこと。
- ※ 練馬区土地開発公社への支出を除く（区からの依頼に基づく公有地の取得、管理、区への売却のみを行う団体のため。）。
- ※ 江古田駅整備株式会社への区の支出はない。
- ※ 24～27年度の支出額には、平成27年度末に解散した「一般財団法人 練馬みどりの機構」への支出額が含まれている。

● 参考資料4 練馬区外郭団体見直し方針の検討経過

年月	項目	内容
平成12年3月	「第2次練馬区行政改革実施計画(平成12年度～14年度)」の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・外郭団体の見直しの基本的な考え方について整理 ・区退職職員が外郭団体に再就職する際の給与等の基準について見直し ・外郭団体に再就職した区退職職員の退職手当の廃止
平成12年 ↳ 平成18年	外郭団体の解散・廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・東京鉄道立体整備株式会社(平成12年解散) ・練馬区障害者事業所(平成17年外郭団体の取扱廃止) ・練馬区国際交流協会(平成18年廃止)
平成23年4月	「練馬区外郭団体指導監督要綱」の制定	外郭団体に行う指導監督に関する基本的な事項を定める。(指導監督体制、指導監督基準、協議・報告事項等)
平成27年3月	「みどりの風吹くまちビジョン」の策定	外郭団体の見直しを区政改革の取組項目の一つとして定める。
平成27年6月	「練馬区区政改革推進会議」の設置	区における外郭団体の現状と課題について検討
平成28年3月	「練馬区区政改革推進会議」から区政改革に関する提言	<p>「外郭団体の積極的な存在意義、役割や区との役割分担を根本にさかのぼって見直す必要がある」</p> <p>「練馬区における外郭団体の定義や位置づけを改めて明確にし、それをきちんと区民に伝えていくべき」</p>
平成28年10月	「区政改革計画」の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・外郭団体の役割や区の関与のあり方などについて方針をまとめることとした。 ・早期に着手すべき課題として、団体の整理・統合を進めることとした。
平成28年 ↳ 平成30年	「区政改革計画」において早期に着手すべきとされた課題への取組	<ul style="list-style-type: none"> ・練馬みどりの機構は、事業を整理したうえで環境まちづくり公社へ移管し、平成28年に解散 ・練馬区観光協会は、事業を整理したうえで産業振興公社へ移管し、平成29年に解散 ・練馬区障害者就労促進協会は、平成30年4月に社会福祉協議会と統合する予定
平成29年12月	「練馬区外郭団体見直し方針」をまとめる。	

練馬区外郭団体見直し方針

平成 29 年（2017 年）12 月

発行 練馬区 総務部 総務課